

令和4年度 学校いじめ防止基本方針

あきる野市立前田小学校
校長 森 真二

1. いじめ防止に関する基本的な方針

(「いじめ防止対策推進法」令和元年5月改正)より抜粋

(1) 目的

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめ防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめ防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(2) いじめの定義

子供に対して、その子供が在籍する学校に在籍している等、その子供と一定の人的関係にある他の子供たちが行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった子供が、心身の苦痛を感じているものを言う。

(3) いじめ防止の取組み

① 軽微ないじめも見逃さない

「行為を受けた児童が、心身の苦痛を感じている場合は、いじめに該当する」といういじめの定義に基づき、全職員が同じ意識をもち、学校として確実にいじめを認知する。

② 学校組織全体で一丸となって取り組む

児童の気になる様子や子供同士のトラブルについて、学校が迅速かつ組織的にその状況を確認し、適切な役割分担により対応を行い、軽微な段階でいじめを解決に導く。

③ 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す

児童の不安や悩みに対して、スクールカウンセラー等を含む全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備し、学校・家庭・地域が連携して、「子供が安心して相談できる環境」を構築していく。

④ 子供自身が、いじめについて考え行動できるようにする

全ての教育活動を通じて子供たちの自己肯定感を育み、望ましい集団活動の中で自尊感情をもてるよう適切な指導を行うとともに、日常の授業に、子供同士の話し合いによる合意形成や意思決定の場を設定し、多様性や互いの良さを認め合える態度を育成して、子供自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにする。

⑤ 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る

全ての保護者に「いじめ」の定義を周知し、いじめはどの学校、どの子供にも起こり得る問題であることや、学校と保護者が一体となっていじめの防止に取り組んでいくことを理解していただく。そして、いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、学校いじめ対策委員会による解決に向けた対応方針を伝え、理解と協力を得られるように努める。

⑥ 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する

いじめ発生の背景が複雑化・多様化する中で、学校がいじめを迅速かつ的確に解決できるように、外部人材や関係諸機関と適切に連携して対応する。

2. 組織（4つの段階との関連）

(1) 未然防止

- ・ 「いじめ0」の全教室掲示と、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体への醸成
- ・ 自己肯定感を育てて、規範意識を高めるための、学級・学校全体での継続的指導
- ・ 教員による「分かる授業の工夫」、全教育活動を通じた道徳教育、及び体験活動の充実
- ・ 読書活動や特別活動、縦割り班活動等の推進による、いじめに向かわない態度・能力の育成
- ・ 年間生活目標「やさしいことばでせいかつをしよう～目と目をあわせてあいさつ～」による、人権意識や規範意識を身につけさせる指導
- ・ 全学年「あいさつ運動」への取組による、年間生活目標の実践活動
- ・ 毎月行う「思いやりの日」の講話や、話し合い活動の実施
(思いやりの標語づくり・ふわふわ言葉集めの掲示等による意識付け)
- ・ 家庭と連携した「アウトメディアチャレンジ」「前田小学校 SNS ルール」の実践
- ・ 外部講師による職員研修の実施
- ・ 全児童が安心して生活できるようにするための支援方法など、いじめに対する教職員の意識と指導力向上
- ・ 学級担任等による、日常的な子供への声かけと見守り

(2) 早期発見

- ・ 「思いやりの日」の児童アンケート調査
- ・ 毎日の欠席状況と児童の様子の確認
- ・ スクールカウンセラーによる5年生全員面接
- ・ 毎週の児童理解夕会や、年3回の生活指導全体会による情報共有
- ・ 教職員の観察・指導による、学級の月ごとの実態報告
- ・ 教員の日直当番による登校時、休み時間、下校時の見回り
- ・ 校長ポストの活用

(3) 早期対応

- ・ 児童への聞き取りは、複数職員で対応し記録する
- ・ 実態報告を基にした毎月の「いじめ・不登校対策委員会」及び、緊急時の臨時委員会の開催

(双方の児童の状況把握・対応方針の決定)

- ・ 保護者への支援・連絡
- ・ 保護者会などでの情報共有
- ・ 全教職員での情報共有（訴え後、最低3カ月間の経過観察）
- ・ スクールカウンセラーへの報告・相談・連携
- ・ 教育委員会、関係諸機関への報告・相談・連携

(4) 重大事態への対応

- ・ 「学校いじめ対策委員会」による調査・対応
- ・ 当該児童の安全確保と、安心して教育を受けられる環境の確保
- ・ 教育委員会や警察など、関係諸機関への報告・相談・連携
- ・ 臨時保護者会や個別面談など、関係保護者への対応
- ・ 保護者・地域・関係諸機関（民生委員・主任児童委員・子供家庭センター等）との連携・情報共有

3. いじめ防止のための具体的な取組

(1) 前年度の取組の評価

ア 令和3年度の「いじめ」の実態

- ・ 児童、保護者からの訴え、及び教員が発見した事例 127件
- ・ 「いじめ」に対する指導状況

冷やかしやからかい、軽くたたかれる、蹴られる、本人が親切のつもりで行った行為も相手が不快に感じた等、複数教員の聞き取りにより詳細を確認し、いじめた側の児童への指導、及び保護者への連絡後、継続的に観察して約3カ月経過後、双方の状況を確認し、「いじめが解消された」と判断したケースは、75件である。

(43件は、2月のアンケートでの訴えのため経過観察中。9件は、継続観察中。)

定義の改正に基づき軽微の認識が変更になったため、訴えのあったものを全て計上した。

そのため、前年度より89件増えた。

イ 子供たちの人間関係

- ・ 児童数は約310名程で、異学年交流もあり、比較的アットホームな関係ができている。特に年少者に対しては優しく接することができるので、縦割り活動などを多く取り入れ、高学年を手本として、全体の規範意識を育てる機会を計画的に取り入れている。
- ・ 昨年度は、コロナの影響で学級閉鎖などの対応もあったが、家庭と協力し、毎日の健康観察表の提出、マスクの着用、手洗いの実施、給食時の消毒、個別パネルの設置、距離を空ける等の指導を行ってきたので、子供たちは距離をとる間隔が身に付き、暴力を伴う「いじめ」はほぼなかった。ただ時々、ストレスからか自分の感情のコントロールができずにトラブルになることがあった。
- ・ 学校全体では、挨拶をする児童が増えて、乱暴な言葉を発する児童が減少し、児童同士で注意し合えるようになってきている。同学年や一緒に遊ぶ仲間など、関わりが深い児童同士のふざけ合いが長引き、ある瞬間どちらかが「不快」に感じた時点で、「いじめ」と認知して訴えることが多かった。加害児童は、相手が不快な感情を抱いていることに気付いておらず、指摘を受けることで自覚するケースが多かった。

ウ 子供たちのトラブルを解決するためのコミュニケーション能力等の状況

- ・友達とのコミュニケーションが、言葉で上手く表現できずにトラブルになってしまう児童の支援のために、「思いやりの日」や生活指導の機会を通して、自分以外の人の気持ちを考える時間を設定し、相手が心地よいと感じる言葉について、話し合う時間を設けた。学級全体と個別支援の双方から、ソーシャルスキルが身に付けられるように指導している。
- ・全児童対象に、各教科及び学校生活全体を見据えて、学年に応じた役割分担を行い、自己肯定感を育む指導をしている。
- ・さらに、令和3年度から特別活動や学校行事を通して、全児童が「自分は必要とされている」と実感し、自己肯定感をもてる場にするため、一人一人の子供が活躍できる場や機会を意図的に設定した。

エ 保護者の協力

- ・保護者会やホームページ、個別面談等で、校長がいじめ対策の説明を行い、事前に学校の考えを周知する。また、いじめに関わった双方の家庭には、正確な事実を把握して報告する。保護者が学校と協力して、互いの子供にとって最良の解決方法を協議する機会を早期に設定し、納得して指導にあたるよう、早期解決に向けて連携する。
- ・家庭で取り組む「前田小せいかつのきまり」の確認や、「アウトメディアチャレンジ」「前田小学校 SNS ルール」等の取組に快く協力している。

オ あいさつ運動

- ・毎月輪番で担当学年を決めて、登校する他学年の児童にも挨拶を行い、コミュニケーション能力を高めて、社会性を養う。
- ・朝の登校時、「児童の様子を観察すること」を目的として、教員も昇降口や廊下に立ち、全児童に挨拶を行いながら、他学年の児童の名前や実態の把握に努めた。また、その様子を職員間で情報共有し、指導目標や指導方針を検討した。

カ 学校組織全体で「いじめ対策に取り組む」

- ・担任が一人で問題を抱え込まないよう、いじめの訴えがあった際は報告確認用紙に記入し、複数職員での聞き取りを実施した。また、毎月「学級の実態報告書」を提出することにより、全職員が組織的に見守り、支援しながら解決に向かえるように体制を整えている。(情報共有シートの活用)
- ・いじめの解消については、文部科学省の指針による、「被害者児童が心身の苦痛を3カ月以上感じていないことを、本人及び保護者の面談により確認すること」を受け、継続的に見守っている。(いじめ被害の重大性によっては、さらに長期の期間を設定する)

◎令和4年度に追加した取り組み

- ・「児童の小さな変化も見逃さない」「全職員が共通理解のもと、児童一人一人を見守っていく」という意識を高め、毎月「学級の実態報告書」を学級担任と専科教員が提出し、情報共有をしながら、多くの目と耳と心で児童に寄り添っていく。

4. その他

(1) 評価について

- ・学校評価に、いじめに関する取組項目を設定して評価・改善を行う。

(2) 校内研修

- ・ 学校経営方針と学校いじめ防止基本方針を、全職員で確認して、共通理解を図る。

(3) 保護者・地域との連携

- ・ 年度当初、学校経営方針を配付するとともに、HPにも掲載して周知する。
- ・ 学校便り等で、思いやりの日やふれあい月間の取組を紹介し、保護者・地域の関心を高める。
- ・ 個人面談や保護者会で、児童の学校での様子を伝え、家庭や地域での様子を聞き取る。
- ・ 学校公開後のアンケートや学校評価で出た意見を検討する。
- ・ 道徳授業地区公開講座を開催し、道徳教育について、教職員・保護者・地域の方々に意見交換を行う。
- ・ 「前田小学校 SNS ルール」を周知し、家庭での SNS ルール作りを促す

(4) いじめ未然防止・早期発見のための年間計画

月	教員・SCの取組	児童の取組	保護者・地域との連携	教員研修・評価	「思いやりの日」
4	学校経営方針の周知 始業式「年間生活指導目標」の確認	6年生による1年生への支援活動	学校経営方針、いじめ対策の説明 保護者会 学校公開（中止）	学校経営方針の周知・確認	校長から「SCの紹介」 ことばの教室への理解教育
5	いじめ対策の説明 5年生の全員面接(SC) セーフティ教室 スポーツタイム	集会（縦割り活動） 子ども祭り（異年齢交流）	アウトメディア 一週間チャレンジ	学校いじめ防止基本方針の共有	アウトメディアチャレンジについて説明
6	5年生の全員面接(SC) いじめに関するアンケート調査結果の聞き取り・情報共有	音楽鑑賞教室(外部より) いじめをなくそう子ども会議	学校便り等にて児童の様子を紹介 授業参観・保護者会	学校いじめ対策防止基本法研修	いじめに関するアンケート調査
7	特別支援・生活指導全体会開催 終業式「長期休業中の取組について」	日光移動教室(6年)	個人面談 生活のきまり提出・確認	外部講師による職員研修の実施	言われてうれしい言葉、いやな言葉を考える
8	特別支援全体会 始業式「他者理解について」	サマースクール		職員による情報交換と共通理解	
9	保護者会での児童の様子 の聞き取り・情報交換	夏休み作品展	アウトメディア一週間チャレンジ	長期休業中の研修報告(OJT)	アウトメディアチャレンジについて紹介
10	運動会	小中一貫挨拶運動 運動会	運動会	いじめ対策研修	「ありがとう」の3行詩作り ありがとうポストの設置
11	ICT研究発表 ふれあい月間	読書旬間	音楽発表会	聞き取りによる情報共有	いじめに関するアンケート調査

	アンケート調査をもとにした指導				
12	授業参観・保護者会 体罰アンケートを基に 指導方法の確認 終業式「自分の課題を 見つめる」	あきる野市 小学校音楽 会 前田米試食 会	授業参観・保護者 会 いじめに関する取 組の学校評価 生活のさまり確認	いじめ対策研修 指導方法の研修	体罰アンケート 実施
1	SNS ルールの確認 始業式「ルールを守る ことの意味」	小中一貫 挨拶運動 作品展	学校公開 アウトメディア一 週間 チャレンジ	特別支援委員会 (情報共有)	「なかよし」標 語作り
2	ふれあい月間 道徳授業地区公開講座 保護者会	かくし芸大 会	道徳地区公開講座 保護者会	学校評価結果を基 にした評価・改善	SOS の出し方につ いて指導 いじめに関する アンケート調査
3	いじめに関する アンケート調査結果の 聞き取り 次年度へ向けての改善 点を考える	6年生を送 る会 卒業式	「前田小のせい かつ」の振り返り	校内全体会の開催 学校いじめ防止基 本方針の再策定	多様な考え方、 感じ方を知ろう

*新型コロナウイルス感染症防止のため、内容の変更が予想されます。

保護者、地域の方々への周知はHPにて掲載。